

著作権	判決年月日	令和5年6月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
	事件番号	令和5年（ネ）第10008号		
○ 一審原告が著作権を有すると主張する新聞記事につき、一審被告が、その画像データを作成して記録媒体に保存した上、当該画像データを被告イントラネット上にアップロードし、一審被告従業員等が閲覧できる状態に置いた事案につき、一審原告の著作権（複製権及び公衆送信権）の侵害を認め、損害額につき原判決が認定した掲載記事数以上の記事が掲載されたとして増額を認め、原判決を変更した事例				

（関連条文）著作権法 114 条 3 項

判 決 要 旨

1. 平成30年3月以前に被告イントラネットに掲載された記事の件数等は、原判決と異なり1266件であると認め（争点①）、その他の争点については原判決と同様に、一審被告による一審原告の本件各記事についての著作権（複製権及び公衆送信権）侵害の不法行為の成立を認め（争点②）、一審原告が本件各記事に係る著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を記事1件当たり5000円とし、一審被告の不法行為による一審原告の損害の額を633万円、この損害額と相当因果関係にある弁護士費用相当額を63万円（損害額合計696万円）と認めた（争点③）。

2 平成30年3月以前に被告イントラネットに掲載された記事の件数等については、本件においては、同月以前に一審被告において保管された記事が517件であるところ、保管されている記事の体裁や一審被告広報担当者の発言内容からすると、このうちの粹付き記事107件と、その余の410件のうちの約9割に当たる370件（合計477件）が被告イントラネットに掲載されたと認められる。さらに、保管されている517件の記事以外にも「その他」に分類される記事が掲載されていたことが強く推認されることなどからすると、同月以前に掲載された記事の件数は、結局、477件の2倍に当たる954件であると推認することとし、同年4月以降の掲載記事と合計すると、その件数は1266件となる。

3 本件各記事は、記事内容を分かりやすく要約したタイトルが付され、文章表現の方法等について表現上の工夫が凝らされているから、著作物であると認められる。一審被告が、新聞記事に著作物性が認められることがあり、その記事の使用に当たっては新聞社の許可を得る必要があるといった一般的な知識を一審被告が有していなかったとまでは直ちに認めがたく、一審被告には少なくとも過失が認められる。

4 一審被告は、損害額につき記事1件当たり5000円と認めることの不当性を主張するが、一審被告が認める主張するところを考慮したとしても、上記損害額の認定が過大といえるものではないから、一審被告の主張は採用することができない。